

ハラスメント防止・排除に関する規程

(趣 旨)

第1条 本学園は、全ての学生、教職員等（委託業者含む。以下、同じ。）が個人として尊重され、修学、教育研究及び就労等を快適な環境の中で遂行できることを保障するため、法令を遵守し人権侵害行為等に対して看過・容認を許さず、ハラスメントの防止・排除に必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この規程は、学生の修学意欲や教職員等の勤労意欲を阻害し、相手を苦しめるすべての行為が、個人の修学・就労の機会を失わせ、基本的人権の侵害に当たるという共通の認識の下に、係る行為に起因する問題が生じた場合に適宜・適切に対処するとともに、修学・就労等に係る環境の維持・改善を図ることを目的とする。

(ハラスメントの定義)

第3条 「ハラスメント」とは、性別、年齢、職業、宗教、政治的信条、身体的特徴等、広く人格に係わる事項又は修学・就労に関して相手の意に反する不適切な言動により、相手に不快感、不安感、屈辱感を与えたり、修学・就労、教育研究又は課外活動を行う環境を悪化させたりする行為を指す。

- 2 前項に規定するハラスメントの具体例及びハラスメントに関する対応等については、ハラスメント防止・排除に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)を別に定め、本学園の行動指針とする。
- 3 この規程は、学生、教職員等の間並びに学生相互・教職員相互の間の言動に適用する。

(理事長・学長の責務)

第4条 理事長・学長は、学生、教職員等に対し、必要な学生ガイダンス、教職員研修及び広報活動等を実施し、ハラスメントの防止及び排除のための啓発に努める。また、ハラスメントの事実が判明したときは、その事実関係を迅速かつ正確に調査・把握し、当該被害者及び行為者に対して、当該事案の内容及び状況に応じ、適切な措置を講ずるとともに、その再発防止のために必要な対策を講ずることに努めなければならない。

(ハラスメントに関する委員会の設置)

第5条 理事長は、学長と協議の上、ハラスメントの防止並びにこれらが生じた場合に適切な対処を行うため、ハラスメントに関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長を含め7名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、職種等を配慮して構成する。委員長及び委員は、ハラスメント相談員を兼任しない。

- 3 委員長は教授の中から、委員は教育職員及び事務職員の中から委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会の意思は、構成員の過半数により決定する。

(委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、前条に掲げる委員会の任務の一部を委員以外の者に委嘱することができる。

(委員会の職務)

第8条 委員会の職務は、次の各号の定めるところによる。

- (1) ハラスメント防止に関する調査、研究、研修及び啓発等
 - (2) ハラスメントに関する相談等への対応
 - (3) ハラスメントの申立等に関する対応
 - (4) その他、ハラスメントの防止及び排除に関すること
- 2 委員は、その職務上知り得た内容を他に漏らしてはならない守秘義務を負う。

(相談員の委嘱)

第9条 理事長は、学長と協議の上、学生・教職員等からのハラスメントに関する相談に対応するため、学内の教職員の中からハラスメント相談員(以下、「相談員」という。)を委嘱する。

(相談員の構成)

第10条 相談員の構成人数は、6名以上9名以内とする。

- 2 相談員は、職種等を配慮する。相談員は、委員会の委員長及び委員を兼任しない。
- 3 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員の氏名及び連絡先は、学園内に公表する。

(相談員の職務)

第11条 相談員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) ハラスメントに関する相談
 - (2) ハラスメントの問題解決のための手続に関する相談
 - (3) 委員長への報告及び申立への取次ぎ
 - (4) 他の学内相談窓口との連携
- 2 相談員は、その職務を遂行するに当たり、受容的及び共感的な態度で臨み、相談者の不安を取り除くように努めなければならない。
- 3 相談員は、その職務上知り得た内容を他に漏らしてはならない守秘義務を負う。

(外部相談員の委嘱)

第12条 理事長は、学長と協議の上、必要と認めたときに、前条各項の規定にかかわらず、本学園職員以外の者(弁護士・医師・心理職等)に相談員を委嘱することができる。

- 2 前項の相談員を外部相談員という。
- 3 外部相談員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 外部相談員の氏名及び連絡先は、学園内に公表する。
- 5 外部相談員の職務については、第10条を準用する。

(相談者との相談方法)

- 第13条 相談員（外部相談員を含む、以下同じ。）は、対面、文書、電話、電子メール等によって、相談を希望する学生、教職員等（以下、「相談者」という。）の相談に応じる。原則として、対面及び電話等の相談の場合は、事前に予約の上、相談の日時を調整する。相談を受ける際は、原則2名で対応する。
- 2 相談できる者は、相談事案の直接の当事者だけでなく、当事者の保証人、友人、先輩・後輩等でも相談することができることとする。また、相談者等の氏名について匿名にすることができる。
 - 3 相談員は、相談者に対し、本規程及びガイドラインについて説明し、必要な支援を行う。ただし、相談員は、相談者以外の関係者からの事情聴取を行うことはできない。
 - 4 相談員は、相談の内容及び対応等について委員会の指定書式「ハラスメント相談報告書」を作成して、委員長に報告する。報告の際には、相談者の氏名について匿名にすることができる。また、報告内容においても、相談者の安全とプライバシーの保護のための可能な限りの配慮を行うものとする。
 - 5 相談員は、相談者の被害申立について、委員会の指定書式「ハラスメント申立書」（以下、「申立書」という。）を作成して、委員長に申立を行い、委員会に委ねることができる。
 - 6 相談員は、相談及び申立について相談者の意向を尊重し、通知又は調整、調停、調査処理部会が行う事実調査による問題解決が終了するまで相談者の支援を行う。

(被害申立の申告)

- 第14条 相談者は、ハラスメントによる被害の回復を求める場合、相談員を通じて、委員長に対して第13条5項で示されている申立書により被害申立をすることができる。

相談者の内、被害申立ができるのは当事者のみであり、申立書には実名を記入する。なお、委員会の対応の際は、当事者の氏名を匿名とすることができるものとする。また、報告内容等においても、当事者の安全とプライバシーの保護のための可能な限りの配慮を行うものとする。

- 2 委員会は、被害申立の内容その他の理由により当事者からの被害申立を受理しないことができる。
- 3 委員会は、前項によって受理しなかった場合には、当事者に対して受理しなかったこと及びその理由を速やかに通知しなければならない。

(委員会による事前調査)

- 第15条 委員会は、当事者から被害申立がなされたとき、被害申立の内容を確認する必要がある場合には、当事者の意向を確認した上で、当事者、被害申立の相手方とされた者（以下、「相手方」という。）、その他関係者に対して事前調査をすることができる。事前調査の一環として事情聴取を行う際は、原則2名で対応する。

- 2 委員会は、当事者に対し、当事者が希望した以外の解決方法を提案することができる。

(当事者に対する緊急措置)

第16条 委員会は、問題解決に当たる際、当事者の人権が侵害され又は侵害される恐れがあると認められる場合には、相手方及び関係部署等に対し、その防止及び排除のために必要な措置をとることができる。

2 委員会は、前項の措置をとる上で必要な場合には、理事長・学長に適時・適切な措置をとるよう要請することができる。

(通知)

第17条 委員会は、当事者から申立がなされたとき、相手方に対し、申立があったことを知らせ、事情の聴取及び弁明の機会を与えた上で、相手方に対し必要に応じて注意喚起等の通知をすることができる。通知を行う担当者は、委員会で被害申告ごとに協議の上、適任者を決定する。

2 通知は、当事者の希望により、当事者が特定されないよう氏名を匿名にすることができる。また、通知内容においても、当事者の安全とプライバシーの保護のための可能な限りの配慮を行うものとする。

3 委員会は、通知の結果について必要な範囲で、当事者に報告する。

(調整)

第18条 委員会は、当事者から申立がなされたとき、当事者と相手方の調整を行う。調整を行う担当者は、委員会で被害申告ごとに協議の上、適任者を決定する。

2 調整を行う担当者は、当事者、相手方、その他関係者から事情を聴取し、柔軟かつ迅速に問題解決を図るため、必要により関係部署等の協力を求め、当事者に対し修学又は就業上の措置や配慮を行うよう要請することができる。

3 委員会は、調整の経過及び結果について必要な範囲で、当事者及び相手方に報告する。

(調停)

第19条 委員会は、当事者から申立がなされたとき、当事者と相手方との話し合いが円滑に進むよう必要な支援を行う。調停を行う担当者は、委員会で被害申告ごとに協議の上、適任者を決定する。

2 調停が成立した際、調停を行う担当者は、委員会の指定書式「調停合意書」を作成し、当事者と相手方がこれに署名する。

3 委員会は、調停内容が実現されるよう大学及び関係部署等に対して必要な措置をとるよう要請することができる。

(調査処理部会の設置)

第20条 委員長は、当事者からの被害申告について、委員会で協議の上、中立的で詳細な調査が必要な場合、調査処理機関としての調査処理部会（以下「処理部会」という。）を設置するよう理事長に要請することができる。

2 理事長は、委員長からの要請により、学長と協議の上、処理部会を設置することができる。

(処理部会の組織)

第21条 処理部会は、部会長及び若干名の部会員で構成する。

2 部会員は、職種等を配慮して構成する。又、必要であれば本学教職員以外の専門部会員（弁護士、医師、心理職等）を置くことができる。

- 3 部会長及び部会員は、理事及び教職員の中から理事長が学長と協議の上、委嘱する。
- 4 処理部会の意味は、構成員の過半数により決定する。
- 5 部会長及び部会員の氏名は非公開とする。
- 6 部会員は、その職務上知り得た内容を他に漏らしてはならない守秘義務を負う。

(部会長の職務)

第22条 部会長は、処理部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長が必要と認めたときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部会長が必要と認めたときは、前条に掲げる処理部会の任務の一部を部会員以外の者に委嘱することができる。

(処理部会の職務)

第23条 処理部会は、理事長から依頼のあった被害申告について事実調査を行う。その際、当事者、相手方、関係者又は関係部署等に対し、事実調査等に必要事実関係を明らかにする資料及び事案に対する認識等を書面により求めることができる。また、事実調査の一環として事情聴取を行う際は、原則2名で対応する。

処理部会は、事実調査の結果から、指導・助言案又は措置・処分案を作成し、理事長・学長に報告する。

- 2 処理部会は、理事長・学長に対し、正当な理由なくして事実調査に応じない当事者、相手方、関係者又は関係部署等に対して、事実調査に応じるための必要な措置を要請することができる。
- 3 処理部会は、当事者及び相手方に対し、原則として、事情聴取の内容、提出された書類、その他事実調査の内容を明らかにすることができる。
- 4 処理部会は、理事長・学長に対し、事実調査において、虚偽の事実を述べ、もしくは虚偽の資料の提出や資料の破棄等の妨害行為をした者に、法律又は学則・就労規則に基づき必要な措置をとるよう要請することができる。
- 5 処理部会は、和解の可能性が出てきた場合、委員会に差し戻すことができる。
- 6 理事長・学長は、処理部会からの報告事案について協議の上、理事会を開催し、措置・処分を決定し、相手方に通知する。
- 7 委員長は、処理部会の調査結果及び理事会の措置・処分等について委員会へ報告する。また、委員長は、調査結果及び相手方の措置・処分等について必要な範囲で、当事者に通知する。

(被害申立の取下げ)

第24条 当事者は、問題解決中、いつでも被害申立を取下げることができる。

- 2 当事者は、選択した通知又は調整、調停による問題解決では問題が解決できないと判断した場合又は解決できなかった場合には、被害申立を取下げ、他の問題解決を選択することができる。

(付添人の同席)

第25条 当事者及び相手方は、委員会及び処理部会において、許可を得た上で、

付添人を2名まで同席させることができる。ただし、代理人は、その限りではない。なお、付添人は委員会及び処理部会の許可なしに発言することはできない。

- 2 付添人は、当該手続において知り得た内容を他に漏らしてはならない守秘義務を負う。

(相手方の相談)

第26条 相手方の申し出により、相手方も相談員に相談することができる。ただし、当事者を担当している相談員とは別の相談員が担当する。

(苦情申立及び異議申立)

第27条 当事者及び相手方は、委員会及び処理部会に対し、通知、調整、調停、処理部会が行った事実調査の各手続について苦情申立及び事実調査結果に対する異議申立をすることができる。

- 2 相手方は、各手続がなされたことを知ってから7日以内に苦情申立を、事実調査の結果通知を知ってから14日以内に異議申立を、それぞれ書面で行わなければならない。
- 3 委員会及び処理部会は、前項の苦情申立及び異議申立に対し、速やかに回答しなければならない。ただし、苦情申立に関する審議の際には、担当した委員及び部会員は加わることはできない。
- 4 当事者及び相手方は、前項の回答には苦情及び異議の申立はできない。

(関係者の義務)

第28条 本規程の手続に関わった相談員、委員、部会員その他の者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に掲記した者は、相談者、当事者、相手方等、その他本規程の手続に関与した者のプライバシーを保護するよう配慮しなければならない。
- 3 第1項に掲記した者は、相談者、当事者、相手方等、その他本規程の手続に関わった者が、本規程の手続に関わったことを理由として、修学上、研究上、教育上、就労上、不利益な取扱い、嫌がらせ、妨害、報復等を受けないようにしなければならない。
- 4 第1項ないし第3項に違反する行為がなされたときは、委員会及び処理部会は、理事長・学長に対して法律又は学則・就労規則に基づき、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(その他)

第29条 この規程の実施に関して必要な事項及び改廃については、委員会の議を経て、理事長が学長と協議の上、決定する。

第30条 この規程の実施に関する庶務は、事務局総務課が行う。

付 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
性差別及びセクシャルハラスメント防止規程、性差別及びセクシャルハラスメント防止規程施行細則は廃止する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。(委員会再編)

- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(法人委員会に基づく一部改正及び文言等修正)
- 5 この規程は、令和3年4月1日から施行する。